

第6章 外資導入政策と管轄官庁

1. 管轄官庁

ベトナムにおける外資誘致の担当機関は、ベトナム計画投資省外国投資庁（Foreign Investment Agency, Ministry of Planning and Investment : FIA）である。同庁は、諸外国とベトナムとの間での直接投資に関して、投資家に対する助言を行う。計画投資省の関係部局や関連機関と調整し、直接投資促進に向けた戦略・プロジェクトを構築し、実行する機能を持つ。計画投資省は、地方、省市の局や事務所を有し、その地域での投資を管轄している。省などの計画投資局は、外国直接投資プロジェクト申請書の受領・審査を行い、省レベルの人民委員会や計画投資省へ提出する。

在外公館における外国投資促進機関設置に関して、2008年に計画投資省と外務省よりガイダンスが公表されており、ベトナムの在外公館においても対越投資に対する支援などを行っている。

日本企業の進出に対するサポート体制として、外国投資庁、北部投資促進センター（Invest Promotion Center for North Vietnam : IPCN）、中部投資促進センター（Invest Promotion Center for Central Vietnam : IPCC）、南部投資促進センター（Invest Promotion Center for South Vietnam : IPCS）にジャパンデスクが設けられている。中でも、外国投資庁には、日本企業のベトナム進出が円滑に進むよう、JICAによるODA技術協力としてJICA専門家が派遣されている。また、日本の各地域・団体、金融機関なども、外国投資庁内における日本企業サポートデスクを設立したり、各投資促進センターでの業務提携を結んだりするなど、積極的な活動を行っている。

2. 外資導入の概要

ベトナムは、1988年の外資導入政策を開始以降、ASEAN加盟国間による域内貿易自由化実現を目指すASEAN自由貿易地域（AFTA）への本格参加（1996年）に続き、世界貿易機関（WTO）への加盟を2007年に実現させ、アジア域内諸国に留まらず世界との貿易を活発化させている。また、2018年11月には環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP、いわゆるTPP11）がベトナム国会で批准され、2018年12月に正式に発効した。EU・ベトナム自由貿易協定は2020年8月に発効、続いて英国・ベトナム自由貿易協定が2021年1月に発効、地域的な包括的経済連携協定（RCEP）が2022年1月に発効された。

さらに、米越通商協定締結（2000年）、日越共同イニシアティブ（2003年）・日越投資協定発効（2004年）・日越経済連携協定発効（2009年）、ベトナム・チリ自由貿易協定発効（2014年）やベトナム・韓国自由貿易協定発効（2015年）など2国間の貿易自由化や経済協力関係の強化も同時に進めている。

2000年に改正された外国投資法では、外資系企業は国有化されないこと、外国投資家の資産も没収されないことを保障するなど、外国投資家に対しベトナムへの積極的な参入を促しており、ベトナム市場開放に向けて着実に実績を積み上げている。2006年には内資企業と外資企業が同一環境下で投資事業を実現可能とすることを目的とした共通投資法・統一企業法が発効された。

2015年7月1日には、投資法、企業法が施行された（2014年投資法、2014年企業法）。これは投資申請手続の変更、投資禁止分野や条件付き投資分野の見直し、外国投資家の定義、外国法の適用、M&A手続の簡素化など、透明性の高い投資環境を整備し、投資先としての魅力を高めることを目的としたものであった。その後、2020年に投資法、企業法が改正され、2021年1月1日より施行されている。新投資法、新企業法の施行に伴い、一部の条項を除き旧投資法、旧企業法及びそれらの改正法令は失効した。また、経済インフラ開発において重要となる、官民連携（PPP）による投資促進に関連しては、従来は政令レベル以下で規定していたが、他の法令との抵触関係を調整する目的から、2020年にPPP法が新たに制定され、その施行政令などとともに2021年1月1日より施行されている。

3. 近年の主要な投資促進・優遇策

前述のような投資誘致政策を基本方針として、近年では内資や外資の別を問わず、投資促進・優遇策が導入されている。優遇内容の詳細は、後述の「第9章 主要投資インセンティブ」を参照のこと。

(1) 裾野産業発展のための優遇

ベトナム政府は裾野産業の育成を重視しており、各種優遇策を設けている。2015年11月3日には、裾野産業発展に関する政令 No.111/2015/ND-CP が公布され、裾野産業支援政策、裾野産業に対する優遇、優先品目リストなどが定められた。その後、2021年6月4日付で、裾野産業の法人税優遇について補足する政令 57号（57/2021/ND-CP）が公布され、裾野産業を構成する製品の生産業者のうち、2015年以前に開始された案件も、法人税の優遇措置の対象に含まれることになった。裾野産業の法人税優遇については、これまで2015年1月1日以降の新規投資及び拡張投資が対象になる一方で、それ以前に開始された案件の扱いが明示されていなかった。そのため、2015年より前に進出した企業は、管轄当局より同優遇を受けるための証明書を取得したにも拘わらず、税務総局から優遇措置を認められないという事態が発生していた。この問題は、ベトナム政府と日系企業の対話の場でも議論されてきたが、この度の政令57号の公布により、事業開始時期を問わず、優遇が認められることになった。

(2) 創造的スタートアップ

2021年に施行された新投資法により、新たに「創造的スタートアップ（クリエイティブスタートアップ）」に関する規定が新たに設けられた。創造的スタートアッププロジェクトを実施する中小企業や、投資ファンドを設立する場合、投資登録証明書（Investment Registration Certificate：IRC）の取得が免除されるというものである。また、土地賃料、法人税、ハイテク機材の輸出入における通関関連において優遇される。ただし、「創造的スタートアップ」に関する明確な定義はなく、細則や政令での確認が必要となる。

(3) 工業団地の整備

ベトナムでは数多くの工業団地が整備されている。計画投資省の発表によると、ベトナムには326の工業団地があり、総面積は9.55万haである。

その内、251カ所が稼働中で、稼働中の工業団地の総面積は6.62万haである。工業団地内での海外からの累計投資は約8,900件で1,860億ドル、国内投資の累計は約9,000件で、約900億ドルにのぼる。なお、同時点の稼働工業団地の入居率は74%である。

2018年7月には工業団地・経済区の管理に関する政令（Decree No.82/2018/ND-CP）が施行されている。輸出加工企業（EPE）の条件が改正されたほか、裾野産業工業団地や工業都市サービス団地、エコ工業団地が新たな形態として定められた。

経済区やハイテク区に入居する企業は、法人税の優遇を受けられる。適用期間は15年間で、4年間で免税、9年間で50%減税（5%）となる。なお、経済特区で働く労働者には、個人所得税の50%減税が与えられていたが、2018年7月に廃止された。

また、工業団地や経済特区に入居して輸出製品を製造しているか、輸出加工区内で操業する輸出加工企業（EPE）は、付加価値税や関税が免除される。ただし、ここ数年でEPEに対する税務調査が増えており、留意が必要である。

近年、日系商社による工業団地や日系企業向けの工業団地開発が進められており、投資の呼び込みが活発化している。また裾野産業向けの工業団地や中小企業向けのレンタル工場なども増加し、中小企業が進出しやすい環境が整ってきている。